

各 委 員 様

宇部市教育委員会
教育長 野 口 政 吾

このことについて、下記のとおり教育委員会会議を開催しますので
お集まりください。

1 開催日時

令和3年4月26日(月) 14:15～

2 開催場所

ときわ湖水ホールミーティングルーム

3 議 題

- ・議案第10号 宇部市文化財審議会委員の任命について
- ・議案第11号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について
- ・議案第12号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について
- ・議案第13号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について
- ・その他の事項

令和3年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)の
文部科学大臣表彰の受賞について

宇部市立図書館リニューアル基本構想について

寄付の報告について

宇部市文化財保護条例 抜粋

第六章 宇部市文化財審議会

(設置)

第四十三条 教育委員会の諮問に応じ、本市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関して調査審議させるため、宇部市文化財審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第四十四条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第四十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四十六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第四十八条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係職員のうちから教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

宇部市文化財審議会 委員名簿（案）

担当課等名 宇部市学びの森くすのき・地域文化交流課

令和3年4月1日現在

	氏名	ふりがな	所属	役職等	専門分野	就任年月日	在任期間	任期
1	岩元 修一	いわもと しゅういち	元宇部工業高等専門学校	—	古文書 歴史資料	2007年4月1日	14年	令和3年5月1日～令和5年4月30日
2	岡本 麻美	おかもと まみ	山口県立美術館	学芸員	日本絵画 美術工芸品	2013年4月1日	8年	令和3年5月1日～令和5年4月30日
3	戸坂 芳朗	とさか よしお	山口県樹木医会	—	天然記念物(植物)	2021年5月1日		令和3年5月1日～令和5年4月30日
4	松本 久美子	まつもと くみこ	周南市美術博物館	学芸員	歴史全般 博物館	2011年4月1日	10年	令和3年5月1日～令和5年4月30日
5	若山 さやか	わかやま さやか	山陽小野田市歴史民俗資料館	館長	歴史全般 博物館	2013年4月1日	8年	令和3年5月1日～令和5年4月30日
6	渡邊 一雄	わたなべ かずお	元梅光学院大学	—	考古学 史跡	2007年4月1日	14年	令和3年5月1日～令和5年4月30日

令和3年度 宇部市立学校給食献立委員会委員

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職種
上宇部小	河野 陽子	栄養教諭
見初小	藤本 江梨花	学校栄養職員
神原小	服部 美幸	学校栄養職員
原 小	石田 里枝	給食主任
厚東小	河村 麻生	給食主任
小野小	藏本 真理	給食主任
常盤小	藤本 幸子	栄養教諭
小羽山小	大原 淳子	栄養教諭
西宇部小	阿川 久美子	栄養教諭
黒石小	田中 理恵子	栄養教諭
川上小	水ノ上 芳美	栄養教諭
川上中	國武 眞由美	給食主任
船木小	小野 明子	栄養教諭
楠中	田中 正文	給食主任
万倉小	岡本 彩乃	学校栄養職員
吉部小	田中 友斐	給食主任
琴芝小 (琴芝共同調理場)	西村 弓恵	栄養教諭
神原中	山根 みゆき	給食主任
二俣瀬小 (二俣瀬共同調理場)	藤田 千恵子	栄養教諭
厚東川中	戸川 尚美	給食主任
厚南小 (厚南共同調理場)	三上 恵	学校栄養職員
厚南中	江本 小百合	給食主任
黒石中	正司 京子	給食主任
給食調理員	白木 恵美	厚東小
給食調理員	松谷 由香里	小野小

令和3年度 宇部市学校給食センター献立委員会委員
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職種
学校給食センター	竹内 あゆみ	栄養教諭
学校給食センター	増野 裕子	栄養教諭
恩田小	本田 博幸	給食主任
新川小	村田 幸子	給食主任
藤山小	松野 雅子	給食主任
鶉ノ島小	植村 久美江	給食主任
岬 小	河野 行子	給食主任
上宇部中	岡野 智世	給食主任
桃山中	松崎 葵	給食主任
藤山中	須子 英実	給食主任
常盤中	酒瀬川 弘恵	給食主任

以上11名

学校・施設名	献立委員	職種
学校給食センター	竹内 あゆみ	栄養教諭
学校給食センター	増野 裕子	栄養教諭
恩田小	本田 博幸	給食主任
新川小	村田 幸子	給食主任
藤山小	松野 雅子	給食主任
鶉ノ島小	植村 久美江	給食主任
岬 小	河野 行子	給食主任
上宇部中	岡野 智世	給食主任
桃山中	松崎 葵	給食主任
藤山中	須子 英実	給食主任
常盤中	酒瀬川 弘恵	給食主任
西岐波学校給食 共同調理場	岡崎 媛子	栄養教諭
西岐波学校給食 共同調理場	木本 真由美	栄養教諭
東岐波小	河崎 好江	給食主任
西岐波小	松永 紀子	給食主任
東岐波中	早瀬 絵恋	給食主任
西岐波中	北村 芳和	給食主任

以上42名

令和3年度 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

学校・施設名	献立委員	職種
西岐波学校給食 共同調理場	岡崎 媛子	栄養教諭
西岐波学校給食 共同調理場	木本 真由美	栄養教諭
東岐波小	河崎 好江	給食主任
西岐波小	松永 紀子	給食主任
東岐波中	早瀬 絵恋	給食主任
西岐波中	北村 芳和	給食主任

以上6名

○宇部市立学校給食献立委員会規程

昭和四十六年五月十七日

教育委員会規程第四号

改正 昭和五二年七月一二日教委規程第一号

昭和五三年三月二七日教委規程第六号

昭和五七年三月一〇日教委規程第二号

平成一七年一月一七日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第三号

平成二七年一二月二一日教委規程第四号

平成二九年五月二四日教委規程第二号

(設置)

第一条 学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市立学校給食献立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二九教委規程二・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員四十七人以内で組織する。

(昭五七教委規程二・平一七教委規程一・平二二教委規程三・平二七教委規程四・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員
- 四 給食調理員

(昭五七教委規程二・平二七教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合招集する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程三・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年七月十二日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第六号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第二号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年一月十七日教委規程第一号)

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第二号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市学校給食センター献立委員会規程

昭和四十二年一月二十五日

教育委員会規程第一号

改正 昭和五三年三月二七日教委規程第七号

昭和五七年三月一〇日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第四号

平成二七年一二月二一日教委規程第五号

平成二九年五月二四日教委規程第三号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市学校給食センター献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関する事。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関する事。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関する事。
- 四 給食効果の調査に関する事。
- 五 その他運営上重要事項に関する事。

(平二二教委規程四・平二九教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

(昭和五七教委規程一・平二二教委規程四・平二七教委規程五・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程五・追加、平二九教委規程三・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程五・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程五・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(平二七教委規程五・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程四・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十二年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第七号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第一号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第四号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第五号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程

平成二十一年二月二十七日

教育委員会規程第一号

改正 平成二二年三月二六日教委規程第五号

平成二七年一二月二一日教委規程第六号

平成二九年五月二四日教委規程第四号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市西岐波学校給食共同調理場（以下「西岐波学校給食共同調理場」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関する事。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関する事。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関する事。
- 四 給食効果の調査に関する事。
- 五 その他運営上重要事項に関する事。

(平二二教委規程五・平二九教委規程四・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

(平二二教委規程五・平二七教委規程六・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程六・追加、平二九教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程六・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程六・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(平二七教委規程六・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(平二二教委規程五・一部改正)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、西岐波学校給食共同調理場で行う。

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

令和3年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・ 団体（個人）の文部科学大臣表彰について

このたび、宇部市立図書館の子供の読書を推進する活動が優秀と認められ、標記表彰の図書館部門において表彰されました。

1 表彰の趣旨

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰するもの

2 被表彰図書館

令和3年度図書館部門における表彰は、山口県内では宇部市立図書館の一館のみ

3 表彰式

日時：令和3年4月23日（金）午後3時50分から（子供読書の日）

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）

4 これまでの受賞歴

前回、平成14年度に受賞しています。

5 関連イベント等

毎年開催している「こども春まつり」を今回の受賞記念として位置付け、5月8日（土）に開催するとともに、表彰状のお披露目とあわせて、「国際アンデルセン賞」受賞作家等の児童図書の特展展示を行います。

宇部市立図書館リニューアル基本構想

【概要版】

構想策定の背景と目的

「自らの地域は自らの手でつくる」「共存同栄・協同一致」の精神を継承する宇部市の図書館として、次世代のまちづくり・ひとづくりを実践します。まちとひとを育て、地域社会の可能性を広げ、まちなかの交流・賑わいを創造する宇部市立図書館の姿を構想します。

図書館の新しい役割

高度情報化社会 Society5.0 等の社会背景や人口減少、少子高齢化等の社会課題に柔軟に対応できる図書館像を構想する必要があります。より多様な情報環境の創出と提供を目指します。

宇部市らしい読書のまちづくり

まちなかに交流とにぎわいを生み出し、ひとづくりとまちづくりを支える図書館として機能するため、これからの新しい読書のあり方を検討し宇部市らしい読書のまちづくりを目指します。

市民とのパートナーシップ

宇部共同義会、宇部方式の伝統を現代に受け継ぎ、図書館を通してまちを知り、考える場として機能させます。共存同栄・協同一致の精神のもと市民と図書館のパートナーシップ形成を目指します。

施設の老朽化

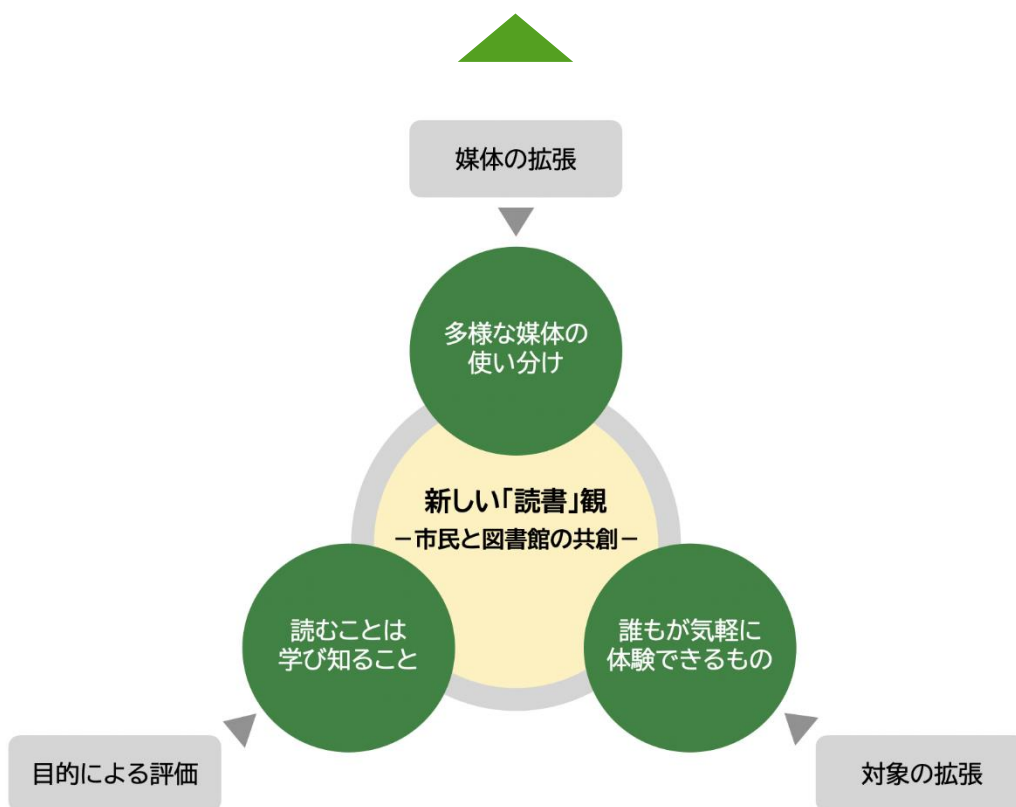
平成3年（1991年）開館以来、大規模改修等を行われておらず、耐用年数を超えた設備や機器の修繕・更新が求められます。より快適で質のよい図書館サービスの提供を目指します。

宇部市らしい「読書のまちづくり」

本市のまちづくりの方針と基本的施策の実践・実現に「読書」の観点から貢献するため、改めて「読書」という言葉が持つ意味を問い直します。現在の社会情勢とコロナ禍・ニューノーマル（新しい生活様式）のなかで、どのような「読書」が本市にとって必要なのか、継続的な市民との対話によって共創します。これまでの「読書」という言葉が持っていた「伝統的な読書観」から「新しい読書観」のあり方を検討していきます。

本市のまちづくりの方針と基本的施策

- みんなで築く活力と交流による元気都市
－地域資源を共有し、みんなの元気を発信する協働のまちをめざして－
（「第四次宇部市総合計画」）
- にぎわいと魅力あるまちづくりを目指す「読書のまちづくり拠点事業」
（「宇部市中心市街地活性化基本計画」）



宇部市立図書館の現状と課題整理

登録者数や貸出冊数は県内 13 の市立図書館の平均値より高い数値であり、市民による図書館の認知・利用状況は一定の評価を得ています。一方で、蔵書冊数と図書購入費、職員数については県内平均値より低い水準であることが課題です。

蔵書冊数と図書購入費の低さ

市民一人当たりの蔵書冊数は 2.6 冊（県内平均値 4.7 冊）市民一人当たりの図書購入費は 163.8 円（県内平均値 243.7 円）であり、いずれも低い水準です。

職員数の少なさ

正規・非常勤・臨時等をすべて含めた職員数は 35.4 人（県内平均値 38.9 人）です。人口一人当たりの職員数は 2.16 人（県内平均値 4.2 人）となっています。

参考：「日本の図書館：統計と名簿 2019」

1. 施設空間・環境と図書館サービスの連携の課題

開館以来のレイアウトが維持されたままであり、現在の利用者のニーズと図書館サービスが一致していない空間・環境です。利用者の図書館体験に基づいた図書館サービスの見直しと連携する施設空間・環境づくりが求められます。

2. まちづくりとつながる知識情報・交流拠点の課題

本市のまちづくりを支えるため、まちと市民をつなぐ情報収集・発信により能動的に取り組む必要があります。まちと人の情報を可視化することで、まちの魅力を再発見し、新しい活動や交流ができる知識情報・交流拠点としての機能が求められます。

3. 子どもたちの居場所・新しい学びの場づくりの課題

次世代を担う子どもたちの居場所であり、新しい学びの場となれるような環境づくり・資料収集が必要です。居心地よく過ごせる空間づくりと ICT を活用した最新技術にも自由に触れられまなべる環境・学習プログラムの実装が求められます。

リニューアルの基本方針

市民へのインタビューやフィールドワーク、宇部市立図書館リニューアル市民委員会等による市民との対話による検討過程を通して、リニューアルのビジョン（目標）・コンセプト（方向性）・アクションプラン（施策）を整理します。

ビジョン

知識や情報が循環する新しい読書環境の創造
ひととまちがつながり、自己成長・表現できる
まちなかの居場所

コンセプト

- ・ 「知りたい」「学びたい」を支える情報収集・発信拠点
- ・ 人やまちとの新たな交流と創造を生み出す場
- ・ 子どもから大人まで誰もが自分らしさを表現できる居場所
- ・ これからのまちづくりを共に考える「現代版・宇部方式」の実践

アクション

プラン

1. まちづくりに貢献できる図書館資料、サービスのあり方の検討
2. 市民に届く図書館情報の発信手法・広報手段の検討・実施
3. ときわ公園やUBE ビエンナーレ等、まちの重要な場所との連携手法の検討
4. 電子図書館等のデジタルでの図書館サービスの導入・活用方法の拡充
5. まちづくりと図書館のあり方を継続的に考える市民対話の組織・場の整備

寄 附 (3月分)

令和3年4月26日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和3年3月5日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算107回目)
令和3年3月31日	宇部工業株式会社 代表取締役社長 河野 剛志	5,000,000 円	宇部市政100周年を記念し 地域社会に貢献するため 「宇部市奨学基金」への寄附として